

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公開番号】特開2009-28551(P2009-28551A)

【公開日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-234814(P2008-234814)

【国際特許分類】

A 6 1 B	5/087	(2006.01)
G 0 1 N	21/64	(2006.01)
G 0 1 N	21/35	(2006.01)
G 0 1 N	33/497	(2006.01)
G 0 1 N	33/483	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	5/08	2 0 0
G 0 1 N	21/64	C
G 0 1 N	21/35	Z
G 0 1 N	33/497	A
G 0 1 N	33/483	C

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月1日(2009.5.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

呼気流量及び被験者の呼気中に存在する2つ以上の物質の測定量を示すデータを提供することに適切なエアウェイアダプタにおいて、

少なくとも部分的に貫通しているボアを有するハウジングと、

前記ボアに設けられるとともに、少なくとも一部が1つの検出用窓によって画成されている検出のための室と、

1つの検出用窓によって画成されている検出のための前記室を備え、前記ハウジングから呼気を分岐することなく前記検出用窓を通じて前記2つ以上の物質のうちの少なくとも第1の物質を検出するために適切な第1の呼気検出器と、

前記第1の呼気検出器と同一の検出用窓からなるとともに前記検出用窓の少なくとも一部に一定量のルミネセンス材料が配備されており、前記ボアを流通する気体に晒されることにより、前記ハウジングから呼気を分岐することなく前記2つ以上の物質のうちの少なくとも第2の物質を検出するための第2の呼気検出器と、

前記検出用窓を介した前記第1の物質の検知、前記検出用窓を通る前記一定量のルミネセンス材料の発光及び、前記検出用窓を介した前記一定量のルミネセンス材料によって放射される光の監視を行うために、前記第1及び第2の呼気検出器を前記同一の検出用窓に指向して配備すべく、トランスデューサを着脱自在に結合するための前記ハウジング上の台座部とを備えるエアウェイアダプタ。

【請求項2】

前記第2の呼気検出器は赤外線検出部からなる、請求項1に記載のエアウェイアダプタ。
。

【請求項 3】

前記ルミネセンス材料が配備される前記検出用窓は、前記ボアに沿って設けられ、かつその内部を前記赤外線が通過するサンプリング室に対向するように配備される1組の窓のうちの1つである、請求項2に記載のエアウェイアダプタ。

【請求項 4】

前記赤外線検出部は少なくとも二酸化炭素の検出を促進するために形成されている、請求項2又は3に記載のエアウェイアダプタ。

【請求項 5】

前記赤外線検出部は少なくとも1種類の麻酔薬の検出を促進するために形成されている請求項2又は3に記載のエアウェイアダプタ。

【請求項 6】

前記ルミネセンス材料は少なくとも酸素の検出を促進する請求項1～5のいずれか一項に記載のエアウェイアダプタ。

【請求項 7】

個体の呼吸を監視するための装置であって、ルミネセンス消光技術を使用して個体の呼吸中の少なくとも他の一物質を監視するための手段、及び個体の呼吸中の少なくとも一物質を監視する赤外線技術を使用した検知を行うための手段を備えた单一のハウジングとを備え、前記ルミネセンス消光技術を使用する手段と前記赤外線技術を使用する手段とは前記单一のハウジングの共通するサンプリング位置を有する、装置。

【請求項 8】

呼気流量を測定するための手段をさらに備える、請求項7に記載の装置。

【請求項 9】

前記ルミネセンス消光技術を使用する手段は、個体の呼吸中における少なくとも酸素量を監視するものである請求項7又は8に記載の装置。

【請求項 10】

前記赤外線技術を使用する手段は、個体の呼吸中における二酸化炭素、亜酸化窒素、及び麻酔薬の少なくとも1個の量を監視する手段からなる、請求項7又は8に記載の装置。

【請求項 11】

前記呼気流量を測定するための手段は、前記单一のハウジングの少なくとも一部を通じて差圧を発生させるための手段からなる、請求項8に記載の装置。

【請求項 12】

前記差圧を発生させるための手段は、前記ルミネセンス消光技術及び前記赤外線技術を使用するのと同一の、前記前記单一のハウジングの長さ方向に沿った前記同一の箇所にて使用される、請求項11に記載の装置。